

返戻金について

採用決定者が入社日以後、入社日から起算して次に定める期間に当人の一身上の都合で退職した場合にはすでに支払われた紹介手数料を甲に返還するものとする。

- ・入社後 1 か月未満に退職した場合、紹介手数料の 50%
- ・入社後 1 か月以上 3 か月未満に退職した場合、紹介手数料の 30%

ただし、採用者側の都合による解雇、甲に起因する退職の場合は前項の適用を除外する。